

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3051号)

令和6年2月28日

横情審答申第3051号

令和6年2月28日

公立大学法人 横浜市立大学

理事長 小山内 いづ美 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子 正史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

令和4年2月25日人第15937号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「教員の退職について【令和3年6月30日付】（文書番号：21-03826）」
の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人横浜市立大学が、「教員の退職について【令和3年6月30日付】（文書番号：21-03826）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、公立大学法人横浜市立大学（以下「実施機関」という。）が令和4年1月6日付で行った「教員の退職について【令和3年6月30日付】（文書番号：21-03826）」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書において、大学職員の個人の氏名並びに教員の職員番号、採用日、勤続年数、退職事由（理由）、退職願の作成年月日及び転出先機関については、「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるものであるため、非開示とした。
- (2) 審査請求人は、非開示とした部分のうち、採用日、勤続年数、退職事由（理由）及び退職願の作成日は、開示することにより特定の個人が識別されることはなく、非開示とすべき理由に該当しない旨主張しているが、本件開示請求は、特定の個人を名指しして退職に関わる一切の文書を請求したものである。非開示部分は、当該個人の経歴やプライバシーに関わる情報であり、公務と直接関わりのない情報であるため、旧条例第7条第2項第2号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

また、大学職員の個人の氏名についても、役職者（学長等）以外はホームページ等で公にしておらず、慣行として公にされている情報とはいえないため、同号ただし書アか

らウまでのいずれにも該当しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見書及び反論書（以下「審査請求書等」という。）において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消し、対象文書の非開示部分のうち一部を開示するように求める。
- (2) 非開示部分のうち「採用日」、「勤続年数」、「退職事由（理由）」特に「退職願の作成日」を開示することにより特定の個人が識別されることはないので、非開示とすべき理由に該当せず、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。
- (3) なお、「採用日」、「勤続年数」及び「退職事由（理由）」について開示を求めるものではない。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 教職員の退職に係る事務について

実施機関では、退職を希望する教職員は退職願を企画総務部人事課（現在は、総務部人事課）へ提出し、同課は必要書類を整え、退職に関する事務手続を行う。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定の教職員の退職に関する文書と解される。

(4) 旧条例第7条第2項第2号該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

もつとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、

又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、本件審査請求文書を見分した上で、次のように判断する。

ウ 退職願の作成年月日は、特定の教職員が退職願を作成した日付であり、これが個人に関する情報に該当することは疑いがない。また、当該日付単体で考えれば、直ちに特定の個人を識別するものではないが、本件において当該教職員の氏名が開示されていることを踏まえると、これと照らし合わせることで、当該教職員が退職願を作成した日付であることが明らかになるので、個人を識別できる情報というべきである。したがって、本号本文の非開示事由に該当し、本号ただし書には該当しない。

エ なお、実施機関が非開示としたその他の部分については、審査請求書等の記載から審査請求の対象外と解されるため、当審査会では判断しない。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 2 月 2 5 日	・ 実 施 機 関 か ら 諮 問 書 及 び 弁 明 書 の 写 し を 受 理
令 和 4 年 4 月 8 日	・ 審 査 請 求 人 か ら 意 見 書 を 受 理
令 和 4 年 4 月 1 9 日	・ 実 施 機 関 か ら 反 論 書 の 写 し を 受 理
令 和 5 年 1 2 月 2 0 日 (第 4 4 5 回 第 二 部 会)	・ 審 議
令 和 6 年 1 月 2 5 日 (第 4 4 6 回 第 二 部 会)	・ 審 議